

公益財団法人 石井育英会

令和 7 年度 奨学生募集要項 (高校生用)

公益財団法人石井育英会は、福岡県福岡市博多区に本社を置く三和ホールディングス株式会社の創業者である石井和俊会長が、私財を投じて優秀な大学生に対し奨学援助を行い、学生の心身の健全な発達及び豊かな人間性を涵養することを通じ、地元福岡の将来を担う人材の育成に寄与することを目的に設立されました。修学の意欲がありながら、経済的理由でその夢をあきらめることのないよう、一人でも多くの若者が、その機会を得ることができるように支援を行っています。

目的

公益財団法人石井育英会（以下、当財団）は、経済的な理由で大学進学をあきらめてしまう優秀な方に対して奨学、援助を行うことにより、青少年の心身の健全な発達に寄与し、福岡の将来を担う人材の育成に貢献することで、将来的に九州や日本の社会を牽引できる人材を輩出する事を目的とします。

応募対象者 *以下の全ての条件を満たす方（留学生は対象としておりません）

- ① 高校を令和 7 年 3 月に卒業予定で福岡県内の大学進学を希望する高校生
- ② 経済的理由により就学困難である
(世帯年収 600 万円以下、就学中の兄弟姉妹が本人を含め 3 名以上の場合は 700 万円以下)
- ③ 学業優秀であり、研究意欲が旺盛である

採用人数

6~10 名程度

応募期間

令和 6 年 10 月 1 日（火）～令和 6 年 10 月 31 日（木）【当財団必着】

応募手続

1. 各高校の奨学金担当の方より、当財団へ直接郵送をお願い致します。

※各高校 5 名までの応募とします。詳しくは、高校の奨学金ご担当者にご相談下さい。

2. 応募書類については、当財団ホームページよりダウンロードのうえ、所定の書式により作成してください。※申込書は全て手書きにてご記入お願い致します。

【 ホームページアドレス → <https://www.ishii-zaidan.or.jp/> 】



① 奨学生申込書	*当育英会所定書式
② 奨学生申込書 調書-1	*当育英会所定書式
③ 奨学生申込書 調書-2	*当育英会所定書式
④ 課題作文	*当育英会所定書式
⑤ 奨学生推薦調書 [在籍の高校が作成]	*当育英会所定書式
⑥ 高校の成績証明書 [高校 1 年～高校 3 年 1 学期または前期までの成績]	
⑦ 同一世帯全員の市(区)町村発行の税額・所得証明書 本紙 (コピー不可)	

3. 書類提出先

〒812-0016 福岡市博多区博多駅南 1 丁目 6 番 9 号 三和ビル 8 階
公益財団法人 石井育英会「奨学生募集」係

※全ての書類が期限までに到着しない場合、選考対象外となります。

※応募関係書類（添付資料を含む）は、理由のいかんに問わらず返却致しません。

奨学生の給付金額・給付方法

1. 給付金額

月額 5 万円（年額 60 万円） ※当財団の奨学生は給付型であり、返済の義務はありません。

2. 給付の期間

令和 7 年 4 月 1 日より正規の最短修業年限とします。

（ただし、最短修業年数 6 年の学部に関しては、4 年時に再審査を行う可能性があります）

3. 給付の方法（年次により変更あり）

毎年 7 月（4～9 月分）・11 月（10～3 月分）の年 2 回交付します。

給付は、原則本人名義の銀行口座に振り込む方法により給付します。

奨学生の選考・決定

1. 選考方法

出願書類に基づき、書類審査および面接を当財団の選考委員が行い選考します。

2. 選考の視点

応募者自身の個性と何かにチャレンジしようとする精神、将来の社会貢献に対する考え方等を中心、成績や周囲からみた応募者自身の評価を勘案したうえ選考を行ないます。

3. 決定・結果連絡

- ・ 書類選考の結果を 12 月中旬までに在籍の高校へ通知します。
- ・ その後、書類選考合格者は翌年 2 月に面接選考を行い、2 月中旬に仮合格もしくは不合格の最終選考結果を在籍の高等学校へ通知します。
- ・ 大学入学後、在学証明書の提出をもって合格とします。

- ◆ 選考委員会での選考をもとに理事が決定します。
- ◆ 給付手続き等についての連絡は、合格者本人へおこないます。
- ◆ 選考委員の氏名、選考の経過および採否の理由は公表しません。

応募するにあたって予めお伝えしたいこと

1. 他の民間の奨学生との併給はできません。ただし、国、地方自治体、日本学生支援機構の奨学生は、併用受給可能です。(高校や大学へ問合せする場合もあります。)
2. 奨学生を受給することによる将来進路の束縛または進路変更による奨学生返済などは、原則としてありません。書類・面接審査は応募者の情報を基に総合的に選考しますが、開示したくない情報に関しては回答の強制はいたしません。
3. 当財団は、奨学生1人ひとりが多くの人と出会い、自らを高める機会とその場の提供を大切に考えています。当財団が今後予定する研修や各種行事への参加、学生運営のための委員会への参加、情報発信への協力を求められます。

奨学生の義務

1. 奨学生は学年度初めに在学証明書および前期末・後期末毎に学業成績証明書を当育英会に提出しなければなりません。
2. 当育英会では、定期また不定期に研修会が開催されます。なんらかの事情によって、研修会を欠席した場合は、レポート提出などを求めることができます。
3. 学生委員会に所属し、当財団での行事準備等のサポートをしていただきます。
4. 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合、当育英会に直ちに届出なければなりません。
 - (1) 疾病その他の事故により1ヶ月以上欠席した場合
 - (2) 休学、復学、留年、停学、転学又は退学した場合
 - (3) 本人の氏名、住所等重要な事項に変更があった場合
 - (4) 3ヶ月以上の長期にわたり留学する場合

奨学生の停止・廃止

1. 次の場合は、奨学生の給付を停止することができます。
 - (1) 学業不振により2回連続でGPA2.50未満になったとき
 - (2) 学業不振により度重なるGPA2.50未満の成績になったとき
 - (3) 卒業時に必要な単位が取得できないことが事前に判明したとき
 - (4) 疾病その他の事故により休学したとき
 - (5) 私的理のによる海外留学することになったとき
 - (6) 家庭の事業等により休学したとき
 - (7) 当財団が定める書類を期日までに提出しないとき

- (8) 財団が指示する行事へ特別な理由なく無断欠席をしたとき
 - (9) 「石井育英会奨学生としての心得」に違反する行為が認められたとき
2. 次の場合は、奨学金の給付を廃止することがあります。
- (1) 学業成績を理由に留年したとき
 - (2) 退学したとき
 - (3) 傷病疾病などにより成業の見込みがなくなったとき
 - (4) 学業成績または性行が不良になったとき
 - (5) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
 - (6) 本規程第2条に規定する奨学生として資格を失ったとき
 - (7) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき

奨学金の給付復活・返済

1. 次の場合は、奨学金の給付を復活することができます。

奨学金の給付を停止された者が、その事由が止んで、在学学校長を経て（その事由が疾病の場合は医師の診断書を添付し）奨学金の給付の復活を願い出たときは、理事会の決定により、奨学金の給付を復活することができる。ただし、停止されたときから2年を経過したときはこの限りではない。

2. 次の場合は、奨学金の返済を求めることがあります。

奨学金については、返済の義務を課さない。ただし、奨学生が、本規程第10条に定める停止事由に該当しているにもかかわらず、当財団への届出を怠り、奨学金を受領した場合には、その間に受領した奨学金を、当財団に対して直ちに返還する義務を負う。

3. 奨学生は、奨学金の給付を減額又は辞退を申し出ることができます。

個人情報の取扱について

奨学金の応募書類に記載された個人情報は、本制度のために利用され、その他の目的には利用されません。

【問い合わせ先】

〒812-0016 福岡市博多区博多駅南1-6-9 三和ビル8階

TEL: 092-452-2790

公益財団法人 石井育英会

奨学生募集 事務局

担当: 永吉 (nagayoshi@sanwa-club.com)